

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	道路・河川管理課
委 託 業 務 名	昇降機大規模修繕業務（浜大津5号機）
委 託 業 務 場 所	大津市浜大津四丁目
概 要	昇降機大規模修繕業務 一式
契 約 期 間	令和7年9月30日から 令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年9月30日
契 約 金 額	40,150,000円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市淀川区宮原四丁目3番29号 〔名 称〕 三精テクノロジーズ株式会社 代表取締役 板垣 治
契約相手方の選 定 理 由	本業務は、使用年数の経過により更新時期に達した浜大津5号機のリニューアルを行うもの。 当該業者は、昇降設備の製造業者であり、業務遂行にあたり、高度な専門知識と技術力を有している。 また、現在当該昇降機の保守業務を受託しており、各部品や機械類を製造業者以外の業者に取り替えさせた場合、設備の安全に支障を及ぼすおそれがあり、過失責任の所在が不明確となるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。